

「部落差別」の固定化につながる推進法の見直し撤回を求める意見書（案）

この間、国会で審議されている「部落差別解消推進法」はその名称とは異なる重大な問題を抱えています。

そもそも部落問題とは、封建的身分制に起因するものであり、戦後は基本的人権と民主主義の憲法のもとで問題の根源である貧困の解決と国民融合をめざす取り組みが進められてきました。また、1969年以降の同和対策事業等により環境改善などが図られ、2002年3月、政府は、これ以上の特別対策を行うことは「問題の解決に有効とはいえない」として対策を終結させています。

ところが新たな推進法案は、「部落差別の解消」のためといって、国と地方自治体に「差別の実態調査」を義務づけ、教育、啓発などの「施策」を行うよう定めています。法案がやろうとしている「部落差別の実態調査」は、旧対象地区を掘り起し、対象住民を洗い出すことにつながり、重大な人権侵害であると言えます。そのうえ、国民を差別意識の持ち主と決めつけ、「部落」問題の「啓発」を恒久的に行うということにもなります。

何をもって「部落差別」というのか、法案にはまともな定義も示されていませんし、かつてのように自治体が主体性を失って、不公正・乱脈な同和行政が横行した歴史を繰り返すことは決してあってはなりません。

よって本市議会は、時代逆行の危険な内容をはらむ「部落差別解消推進法」を撤回し、差別を助長する実態調査の自治体への押し付けなどはおこなわないように強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2016年 12月 日
摂津市議会

（日本共産党提出）